

田辺市青少年スポーツ大会出場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のスポーツ振興とスポーツによる青少年の健全育成を図るためスポーツ活動に取り組んでいる団体又は個人が、田辺市代表としてスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象とする大会（以下「大会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童及び生徒（以下「児童等」という。）が出場するアマチュア大会とし、国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会（この法人に加盟する団体を含む。）又はこれに準ずる団体が主催し、和歌山県大会等の予選会を経て代表として出場する近畿大会又はこれに準ずる大会以上の大会とする。ただし、小学校・中学校・高校のクラブ活動は、除く。
- (2) 前号に規定する大会のほか市長が特に認めた大会とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、大会に出場する選手、監督、コーチ等とし、次に該当する者とする。ただし、同一年度内において別表に定める同大会区分で、既に補助金の交付を受けた補助対象者は、除くものとする。

- (1) 団体 団体競技に出場する市内に本拠地を有する児童等のスポーツ団体とし、3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学の者で構成される団体
- (2) 個人 次のいずれも満たす個人
 - ア 市内に活動の拠点を置く市内在住の個人
 - イ 大会の要項に定める参加資格者のうち大会の参加登録書に記載があること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会に出場するものの大会開催地までの往復に要する費用又は大会期間中に要する費用とし、次に該当するものとする。ただし、大会の主催者等から補助対象経費に対し財政支援（補助金、助成金、寄附金等）がある場合にあっては当該財政支援に相当する額を補助対象経費の額から除くものとする。

- (1) 大会の参加に要する交通費
- (2) 大会の参加に要する駐車場代
- (3) 大会の期間中に要する宿泊費
- (4) 大会の参加に要する参加費

(補助金額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額を限度とし、その限度額は別表のとおりとする。

- 2 前項で算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は別に定める。

(交付申請)

第6条 規則第4条による補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として大会の開催開始日の7日前までに、市長に提出するものとし、申請書受理

後の補助対象者の追加を認めないものとする。

- (1) 大会出場計画（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 大会の開催要項
- (4) 予選大会の記録及び大会出場資格を証明する資料
- (5) 大会出場者名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として団体の代表者等が保護者を代理して行うものとする。
（交付決定）

第7条 市長は前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、当該申請に係る書類の審査により、補助金交付の適否を審査し、適当と認めた際は交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により当該補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定に際し、その適正な交付を行う必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加え、または条件を付することができる。
- 4 前項の規定により交付決定を受けた補助対象者は、交付申請内容について変更が生じる場合は変更交付申請（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて直ちに市長に提出するものとする。

- (1) 変更大会出場計画（様式第5号）
- (2) 変更収支予算書（様式第6号）

（遵守事項）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 出場する大会の開催が中止されたとき。
- (2) 選手が大会の出場を辞退、又は取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請した内容に変更が生じたとき。

（実績報告）

第9条 実績報告は、補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 大会出場実績書（様式第8号）
- (2) 収支報告書（様式第9号）
- (3) 大会の出場を証明する書類（大会プログラム・大会結果が分かる書類）
- (4) 支払証拠書類の写し（領収書又は写し）
- (5) その他市長が必要とする書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を調査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求書）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者に対し、その用途について調査することができる

ものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者ではなくなったとき。
- (2) 申請者が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に定める事項に従わないとき。
- (4) 大会への参加を中止したとき。
- (5) その他補助金を交付することが不相当と認められるとき。

(関係書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象大会の出場に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、出場後5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

大会区分	開催地区分	補助金の額 (1人当たり)	団体限度額
近畿大会	県外	5,000円	個人の額に対象人数を乗じた額。 50,000円を限度とする。
全国大会	近畿圏内	5,000円	個人の額に対象人数を乗じた額。 50,000円を限度とする。
	近畿圏外	10,000円	個人の額に対象人数を乗じた額。 150,000円を限度とする。
国際大会	近畿圏内	5,000円	個人の額に対象人数を乗じた額。 50,000円を限度とする。
	近畿圏外 (国外を含む。)	10,000円	個人の額に対象人数を乗じた額。 150,000円を限度とする。

備考

- 1 いずれの大会区分についても会場が和歌山県内であれば補助金の対象外とする。
- 2 西日本大会など、近畿大会の規模を超え、かつ、全国大会の規模に満たない大会については、近畿大会の区分として取り扱うものとする。